

介護保険サービス事業所の指導 状況について

※活につく

介護保険サービス事業所の指導状況について

令和4年3月
尾張旭市 長寿課

令和3年度の主な指導内容になります。保険者としてのケアマネジメントに関する基本方針として参考にしてください。

- * 指導事業所種別に対応した根拠法令を提示しています。根拠法令の○数字については、下記を参照してください。
- * カッコ内の共通に関する根拠法令は、指導事業所種別に対応した根拠法令を参考に各自で確認してください。
- ①尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②尾張旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ③尾張旭市総合事業従来型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- ④尾張旭市総合事業従来型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- ⑤尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱
- ⑥指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ⑦指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
- ⑧指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ⑨指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ⑩指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- ⑪介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

指導事業所種別	指示事項	根拠法令
事業所運営に関すること		
全サービス共通	勤務表に記載のない職員が従事しているため、実態に合わせ勤務表の修正を行い、修正した勤務表を提出する	④第24条 等
全サービス共通	運営規程の概要を事業所の見やすい居場所に提示すること	⑥第22条 等
全サービス共通	運営規定等、運営に必要な書類は常に確認できるように整理しておくこと。	⑥第29条 等
全サービス共通	感染症及び非常災害対策については、引き続き市ホームページ等で最新情報を確認し、貴施設の感染症対策マニュアル等に基づく取組の再検討、再徹底を行ない、感染拡大防止に努めてください。	
全サービス共通	常勤の管理者を配置すること	①第59条の4 等
全サービス共通	提供日ごとの従業員の勤務体制(始業時間、就業時間、休憩時間、賃金等)がわかるようにし、サービス提供時間帯にどのように職員が配置されているかわかるようにしておくこと	①第59条の13

全サービス共通	苦情、事故、ヒヤリハットの記録を収集し保存すること。	①第59条の19
全サービス共通	運営規程に利用料の自己負担割合については3割負担もあることを追記すること。	①第59条の12
全サービス共通	計画的に研修を行い、介護従業者の資質の向上を図ること。	①第123条第3項
全サービス共通	管理者は通所の利用者数に対応した職員を配置するとともに、その配置状況を適切に管理すること。	①第59条の11
居宅介護支援	サービス提供の開始に際し、以下について利用者に文書の交付に加えて口頭で説明を行うと共に、それを理解したことについて利用者から署名を得ること。 ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合	⑥第4条2
居宅介護支援	福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付ける場合は、単に福祉用具の品目を記載するのではなく、その必要な理由を記載すること。	⑥第13条
居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護	サービス提供にあたっては、運訳規程に定めたアセスメント方式で実施すること。また、現に活用しているアセスメント方式を今後も活用していく場合は、すみやかに運営規程の変更をすること。	⑦運営規程
居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成後、その実施状況の把握のため、月に1度は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。	⑥第13条14号
従来型通所サービス、地域密着型通所サービス提供に関すること	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の職員を配置すること	①第59条の3第7項等
全サービス共通	キャリアパス要件について「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みである場合には、客観的な評価基準や昇給条件を明文化すること。 また、その評価基準を周知すること。	介護保険最新情報 vol. 935
従来型通所サービス	運動器機能向上加算を算定する場合には、おおむね1月程度で達成可能な目標を短期目標として設定し、その短期目標に対してモニタリングを行い、進捗状況を評価し、必要に応じて計画の修正を図ること。	⑩3(3)
従来型通所サービス	口腔機能向上加算を算定する場合には漫然と何年も同じ内容の訓練を繰り返すのではなく、適時評価を行い、効果が現れない場合は個別に計画の見直しを検討すること。	⑩3(7)
居宅介護支援	特定事業所集中減算に該当しないか、判定期間ごとに居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業所によって提供された物の占める割合が100分の80を超えていないことを確認すること。 100分の80を超えている場合に、そのことが正当な理由がある場合は、該当理由を市に提出すること、正当な理由が無い場合は、判定期間ごとの減算適用期間について減算を行うこと。	⑨第3 居宅介護支援費に関する事項
地域密着型通所介護	個別機能訓練加算を算定する場合は、利用者の居宅を訪問した記録を残すこと。	厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示・五十一の)
小規模多機能型居宅介護	外部のサービスを利用している利用者における総合ケアマネジメント体制強化加算の算定にあたっては、主治医や訪問看護従事者等の意見についても把握し、適切に計画の見直しを行う事。	介護保険最新情報 vol.454

- ◆ 常勤の管理者を配置すること
- ◆ 管理者は通所の利用者数に対応した職員を配置するとともに、その配置状況を適切に管理すること
- ◆ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の職員を配置すること

管理者の取り扱い

- ◆ 1日の勤務の半分以上は管理者の業務につくこと。
- ◆ 職種は2つまで
- ◆ 管理業務のみを行う場合は3以上も可能
- ◆ 同一敷地内にある事業所、施設等のみ可能

「愛知県の指導方針」参照

(<https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/course.pdf>)

- ◆ キャリアパス要件について「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みである場合には、客観的な評価基準や昇給条件を明文化すること。

各都道府県介護保険担当課（空）

各市区町村介護保険担当課（空）

各介護保険関係団体

御 中

— 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等
特定処遇改善加算に関する基本的考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示に
ついて」の一部改正について

計 55 枚（本紙を除く）

Vol.1041

令和4年3月11日

厚生労働省老健局老人保健課

- ◆ 運動器機能向上加算を算定する場合には、おおむね1月程度で達成可能な目標を短期目標として設定し、その短期目標に対してモニタリングを行い、進捗状況を評価し、必要に応じて計画の修正を図ること。
- ◆ 口腔機能向上加算を算定する場合には漫然と何年も同じ内容の訓練を繰り返すのではなく、適時評価を行い、効果が現れない場合は個別に計画の見直しを検討すること。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

一 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について
計 98 枚（本紙を除く）

Vol.936

令和 3 年 3 月 16 日

厚生労働省老健局

口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）

氏名（しりがな）	
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生まれ 歳
かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
入れ歯の使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
食形態等	<input type="checkbox"/> 経口摂取 <input type="checkbox"/> 普食、 <input type="checkbox"/> 嚥下調整食（ <input type="checkbox"/> 4、 <input type="checkbox"/> 3、 <input type="checkbox"/> 2-2、 <input type="checkbox"/> 2-1、 <input type="checkbox"/> 1）、 <input type="checkbox"/> 0b、 <input type="checkbox"/> 0j））、 <input type="checkbox"/> 経腸栄養、 <input type="checkbox"/> 経口栄養
誤嚥性肺炎の発症・罹患	<input type="checkbox"/> あり（発症日：令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> なし

※嚥下調整食の分類、経腸栄養の発症等については標準化するものとする。3月以内の状況について記載すること。

1 スクリーニング、アセスメント、モニタリング

		令和 年 月 日	
		記入者： <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 業務栄養士	
口腔衛生状態	<input type="checkbox"/> 臭	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
	歯の汚れ	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
口腔機能の状態	嚥下の汚れ	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
	舌苔	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
口腔機能の状態	食べこぼし	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
	舌の動きが悪い	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
	むせ	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
	嚥がらみ	<input type="checkbox"/> あり、 <input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 分からない	
特記事項	<input type="checkbox"/> 嚥（う動、唾液分泌等）、嚥途（嚥途不適合等）、誤嚥病、口腔粘膜（潰瘍等）の発症の可能性		
	<input type="checkbox"/> 音声・嚥物機能に関する疾患の可能性		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		

2 口腔機能改善管理計画

作成日：令和 年 月 日

計画立案者	<input type="checkbox"/> 管理栄養士、 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士、 <input type="checkbox"/> 業務栄養士
サービス提供者	<input type="checkbox"/> 管理栄養士、 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士、 <input type="checkbox"/> 業務栄養士
目標	<input type="checkbox"/> 口腔衛生（ <input type="checkbox"/> 経時、 <input type="checkbox"/> 改善（ ）） <input type="checkbox"/> 普食・嚥下調整食（ <input type="checkbox"/> 経時、 <input type="checkbox"/> 改善（ ）） <input type="checkbox"/> 食形態（ <input type="checkbox"/> 経時、 <input type="checkbox"/> 改善（ ）） <input type="checkbox"/> 音声・嚥物機能（ <input type="checkbox"/> 経時、 <input type="checkbox"/> 改善（ ）） <input type="checkbox"/> 誤嚥性肺炎の予防

令和3年度改正への対応

業務継続に向けた取組の強化

概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

R3.1.13 諮問・答申済

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードは[こちら](#)

研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1：BCPとは	2：共通事項 3：入所系 4：通所系 5：訪問系	6：共通事項（概要編） 7：共通事項 8：通所サービス固有事項 9：訪問サービス固有事項 10：居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>

- ・入所系サービス：1, 2, 3, (6), 7
- ・通所系サービス：1, 2, 4, (6), 7, 8
- ・訪問系サービス：1, 2, 5, (6), 7, 9
- ・居宅介護支援サービス：1, 2, 5, (6), 7, 10

※「6：共通事項（概要編）」は、「7：共通事項」の内容を、簡潔にまとめたものです。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

雇用・労働

年金

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

- 🏠 ホーム
- 🔍 探索
- 📄 ショート
- 📺 登録チャンネル
- 📺 ライブラリ
- 🕒 履歴



厚生労働省
チャンネル登録者数 10.4万人

チャンネル登録

ホーム 動画 リンクリスト コミュニティ チャンネル 概要 🔍 BCP >



① 「介護事業者における業務継続計画 (BCP) について」
厚生労働省・6.7万 回視聴・1年前
この動画では、介護事業者の業務継続計画はどのようなものか、自然災害や感染症を対象とした業務継続計画を作成するにあたってのポイントを...



⑥ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画 (BCP) 作成のポイントー共通事項 <概要編> ー」
厚生労働省・2万 回視聴・1年前
この動画は、別途、ご案内している「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画作成のポイントー共通事項ー」の内容を、簡潔に...



⑦ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画 (BCP) 作成のポイントー共通事項ー」
厚生労働省・1.7万 回視聴・1年前
この動画は、介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画 (BCP) 作成のポイントについて、各サビスの共通事項に関する内容を説...



ホーム

Google カスタム検索 検索

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）

雇用・労働

職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）

- [パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されました～](#)
- [職場のセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です](#)
- [職場におけるハラスメント対策マニュアル及び社内研修資料](#)
- [ハラスメントの被害にあった時は](#)
- [職場におけるセクシュアルハラスメントについて](#)
- [職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて](#)
- [職場におけるパワーハラスメントについて](#)
- [顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）について](#)
- [より詳しい情報について](#)
- [12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です](#)
- [お問い合わせ先](#)

- ▶ 政策について
 - 分野別の政策一覧
 - ▶ 健康・医療
 - ▶ 子ども・子育て
 - ▶ 福祉・介護
 - ▼ 雇用・労働
 - ▶ 雇用
 - ▶ 人材開発
 - ▶ 労働基準
 - ▶ 雇用環境・均等
 - ▶ [非正規雇用（有期・パート・派遣労働）](#)
 - ▶ 労使関係

- 🏠 ホーム
- 🔍 探索
- 📺 ショート
- 📺 登録チャンネル
- 📺 ライブラリ
- 🕒 履歴



🇯🇵 日本総研 **株式会社日本総合研究所** チャンネル登録者数 2010人 チャンネル登録

◀ 動画 再生リスト コミュニティ チャンネル 概要 🔍 適切なケアマネジメント手法 ▶

第1章 「適切なケアマネジメント手法」ってなんだろう？
適切なケアマネジメント手法の手引き解説
5:50

1章_適切なケアマネジメント手法って何だろう？【手引き解説】
株式会社日本総合研究所・2.6万 回視聴・7か月前
令和2年度に作成した「適切なケアマネジメント手法の手引き」の解説動画です。▶チャプター 0:00 「適切なケアマネジメント手法」とは...

適切なケアマネジメント手法の活用と概要
28:59

適切なケアマネジメント手法の概要及び活用について
株式会社日本総合研究所・3.3万 回視聴・1年前
ケアマネジメントの質の向上と多職種連携の推進のために、要介護高齢者の状況や疾患群に応じて想定すべき支援の仮説を体系的に整理した「適...

第1章 「適切なケアマネジメント手法」ってなんだろう？
適切なケアマネジメント手法の手引き解説
20

適切なケアマネジメント手法
株式会社日本総合研究所
1章_適切なケアマネジメント手法って何だろう？【手引き解説】・5:50
2章_適切なケアマネジメント手法の基本的な考え方【手引き解説】・5:36
再生リストの全体を見る

ご清聴ありがとうございました

